

新市建設計画の変更について（概要）

1 新市建設計画とは

新市建設計画は、市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）により、合併する市町村が合併前に作成することになっている計画で、新市の将来のビジョンや施策の方向性について定めており、*合併特例債など国からの財政支援を受けるためには、この中に事業計画を位置づける必要があります。

本市においては、唐津市・七山村合併協議会が平成 17 年 3 月に、平成 17 年度から 10 年間の計画として策定しています。（平成 20 年 3 月に一部内容修正）

※合併特例債とは・・・新市建設計画に基づく事業のうち、合併市町村の速やかな確立や均衡ある発展を図るための事業などに充てることができる地方債（借入金）のこと。事業費に対する充当率は 95%、また、後年度に元利償還金の 70% が国から普通交付税として措置される。

2 計画変更の背景、目的

平成 24 年 6 月 27 日に「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、合併特例事業推進要綱の改正が行われ、合併特例債の発行期間が延長可能となりました。

計画の期間を延長し、合併特例債の発行期間を延長することにより、今後も継続して新市の一体性を確立し、さらに地域全体の均衡ある発展と地域住民の福祉向上を図るとともに、住民の生命を守る地域の中核的医療施設となる地域医療センターエリア整備事業や、地域の拠点・避難施設となる小中学校、公民館、庁舎等のさらなる整備により、救急医療や防災、災害対応のための事業を行っていくことを目的とします。

3 大きな変更点

①計画期間を延長する。

■制度改正により延長可能とされた期間内で最大限延長

【現】平成 17 年度～平成 26 年度（10 年間）



【新】平成 17 年度～平成 32 年度（16 年間）

※唐津市は平成 17 年度に七山村との合併があったため、実質は平成 17 年度とその翌年度（平成 18 年度）からの 15 年の計 16 年間の計画期間となる。

②財政計画を変更する。

■計画策定時の推計値を実績値に修正し延長期間を新たに推計

■「まちづくり建設事業」に係る合併特例債の利活用見込み額を 80%程度から 100%に変更する。